特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険法に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤平市は，国民健康保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

赤平市長

公表日

令和4年4月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき，被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし，その疾病，負傷，出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また，国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため，世帯主から保険料を徴収している。 地方税法，国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ① 被保険者に係る申請等（申請，届出又は申出）の受理，申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証，被保険者資格証明書，高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③ 保険給付の支給 ④ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤ 保険給付の一時差止め ⑥ 保険税の賦課・徴収・減免・軽減に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと，当該しくみのような，他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ，オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理，機関別符号の取得，及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし，国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が，医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務，機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために，国保連合会から委託を受けた国保中央会が，当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために，当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し，国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために，支払基金が，当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために，情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して，当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	⑴総合行政システム（国民健康保険） ⑵統合宛名システム ⑶中間サーバー ⑷医療保険者等向け中間サーバー等，次期国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(＊)」という。） ＊国保総合(国保集約)システムは，国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と，市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

2．特定個人情報ファイル名
⑴国民健康保険台帳ファイル ⑵国民健康保険税ファイル ⑶統合宛名ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号，別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1，2，3，4，5，17，22，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，97，106，109，120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条，第2条，第3条，第4条，第5条，第10条，第10条の2，第15条，第19条，第20条，第25条，第33条，第43条，第44条，第46条，53条 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の42，43，44，45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第25条，第25条の2，第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	赤平市（総務課庶務係） 北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	赤平市（市民生活課市民生活課医療保険係，国保賦課徴収係） 北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2214

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成26年12月20日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年6月22日	Ⅰ－５－②所属長	市民生活課長　野呂　道洋	市民生活課長　町田　秀一	事後	
平成29年6月22日	Ⅰ－１－③システムの名称	⑴総合行政システム（国民健康保険） ⑵統合宛名システム ⑶中間サーバー	⑴総合行政システム（国民健康保険） ⑵統合宛名システム ⑶中間サーバー ⑷次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成29年6月22日	Ⅰ－３－法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番30	番号法第9条第1項，別表第一項番16，30 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年９月10日内閣府・総務省令第５号）　第16条，第.24条	事後	
平成29年6月22日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	番号法第19条第7号，別表第二項番42，43，44，45	番号法第19条第7号，別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1，2，3，4，5，17，22，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，97，106，109，120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条，第2条，第3条，第4条，第5条，第19条，第20条，第25条，第33条，第43条，第44条，第46条，53条 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の27，42，43，44，45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第25条，第26条	事後	
平成30年6月25日	Ⅰ－５－②所属長	市民生活課長　町田　秀一	市民生活課長	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	Ⅰ－１－②事務の概要	国民健康保険法に基づき，被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし，その疾病，負傷，出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また，国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため，世帯主から保険料を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①～⑤　・・・省　略・・ なお，これらの事務に関して，番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー，情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民健康保険法に基づき，被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし，その疾病，負傷，出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また，国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため，世帯主から保険税を徴収している。 地方税法，国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①～⑤　・・・省　略・・ ⑥　保険税の賦課・徴収・減免・軽減に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと，当該しくみのような，他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ，オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理，機関別符号の取得，及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし，国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が，医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務，機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために，国保連合会から委託を受けた国保中央会が，当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために，当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し，国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために，支払基金が，当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために，情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して，当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	Ⅰ－１－③システムの名称	⑴総合行政システム（国民健康保険） ⑵統合宛名システム ⑶中間サーバー ⑷次期国保総合システム及び国保情報集約システム	⑴総合行政システム（国民健康保険） ⑵統合宛名システム ⑶中間サーバー ⑷医療保険者等向け中間サーバー等，次期国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(＊)」という。） ＊国保総合(国保集約)システムは，国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と，市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－２特定個人情報ファイル名	⑴国民健康保険台帳ファイル ⑵統合宛名ファイル	⑴国民健康保険台帳ファイル ⑵国民健康保険税ファイル ⑶統合宛名ファイル	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－３－ 法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番16，30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第16条，第.24条	番号法第9条第1項，別表第一項番16，30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第16条，第.24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	番号法第19条第7号，別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1，2，3，4，5，17，22，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，97，106，109，120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条，第2条，第3条，第4条，第5条，第19条，第20条，第25条，第33条，第43条，第44条，第46条，53条 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の27，42，43，44，45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第25条，第26条	番号法第19条第7号，別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1，2，3，4，5，17，22，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，97，106，109，120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条，第2条，第3条，第4条，第5条，第10条，第10条の2，第15条，第19条，第20条，第25条，第33条，第43条，第44条，第46条，53条 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の42，43，44，45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第25条，第25条の2，第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－８－連絡先	赤平市（市民生活課医療保険係） 北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2214	赤平市（市民生活課医療保険係，国保賦課徴収係） 北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2214	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年4月28日	Ⅰ－３－ 法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番16，30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第16条，第.24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法第9条第1項，別表第一項番30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	番号法第19条第7号，別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1，2，3，4，5，17，22，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，97，106，109，120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条，第2条，第3条，第4条，第5条，第10条，第10条の2，第15条，第19条，第20条，第25条，第33条，第43条，第44条，第46条，53条 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の42，43，44，45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第25条，第25条の2，第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法第19条第8号，別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1，2，3，4，5，17，22，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，97，106，109，120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条，第2条，第3条，第4条，第5条，第10条，第10条の2，第15条，第19条，第20条，第25条，第33条，第43条，第44条，第46条，53条 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の42，43，44，45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第25条，第25条の2，第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和4年4月28日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	